

東 日 本 大 震 災

(東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所事故による災害)

生活再建の手引き

(第2版)

福島県災害対策本部

※この手引きは、特に記載がない場合、平成23年6月22日現在の情報を掲載しています。

今後、内容等が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

生活再建の手引き (目次)

1. 暮らしの支援について	
①災害義援金、災害弔慰金、災害障害見舞金について	
→ 災害義援金	1
→ 災害弔慰金、災害障害見舞金	2
②生活福祉資金などの貸付について	
→ 生活福祉資金「緊急小口資金」、母子・寡婦福祉資金	3
→ 災害援護資金	4
③税の減免、公共料金の免除について	
→ 国税、県税、市町村税	5
→ 公共料金	6
④その他(預金、生命・損害保険、運転免許証、手数料、悪質商法)	7
2. 医療・福祉の支援について	
①医療機関を受診する際の保険証(被保険者証)等の提示について	10
②医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について	11
③介護保険法、障害者自立支援法について	12
④保険料の猶予や減免等について	
→ 保険料などの支払い	13
→ 国民年金保険料の免除、年金相談窓口	14
⑤各種手当・助成制度について	
→ 児童扶養・特別児童扶養手当の所得制限の特例措置	15
→ 特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の所得制限の特例措置	15
→ 乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度	16
⑥保育料、児童福祉施設の入所費負担金の減免について	17
⑦その他(生活保護、こころと体の相談、子ども、女性、外国出身県民、人権)	18
3. 住まいの支援について	
①旅館・ホテル、応急仮設住宅などについて	20
②福島県借上げ住宅の特例措置の一部変更、生活家電セットについて	
→ 民間住宅の借上げ(県内)	21
→ 生活家電セットの寄贈	22
③県外における住まいの支援について	23
④り災証明書(住家の被害認定)について	24
⑤被災者生活再建支援制度(支援金)について	25
⑥住宅の応急修理制度について	26
⑦住宅資金の貸付について	
→ 生活福祉資金(住宅補修等)、母子・寡婦福祉資金(住宅資金)	27
→ 災害援護資金、災害復興住宅融資、労働者支援融資制度	28
⑧その他(無料診断・相談、住宅ローン、母子・寡婦福祉資金転居資金)	29

4. 教育の支援について	
①就学支援について	
→ 幼稚園の就園支援、小・中学生の就学援助	30
→ 公立特別支援学校・学級への就学援助、私立学校の授業料等の減免	31
→ 県立高等学校の入学料等の免除、県立学校の通学費支援、教科書の無償配布	32
②奨学資金などについて	
→ 福島県奨学資金貸与制度（緊急採用制度）	34
→ 日本学生支援機構、あしなが育英会奨学金「特別一時金」	35
5. 雇用・事業の支援について	
①雇用保険の失業等給付について	36
②未払賃金立替払制度について	37
③雇用調整助成金について	38
④中小企業向け資金支援制度について	
→ 特定地域中小企業特別資金、ふくしま復興特別資金、震災対策特別資金	39
⑤中小企業等復旧・復興支援制度について	40
⑥中小企業に関する相談窓口について	41
⑦農林水産業向け資金支援制度について	
→ 農業災害補償制度、農家経営安定資金	42
→ 漁業共済、漁業経営対策特別資金	43
→ 林業関係の制度資金、（株）日本政策金融公庫による資金貸付	44
⑧農林水産業に関する相談窓口について	45
⑨就職・生活支援の窓口について	46
6. 原子力災害について	
①原子力損害（補償）に関する相談	
→ 福島原子力補償相談室（コールセンター）	49
→ 東京電力原子力発電所賠償金仮払い	49
→ 原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口（県）	49
②放射線などに関する問い合わせ窓口	50
7. その他（行方不明者、ボランティア、ペット、法的トラブル等相談窓口）	51
8. 問い合わせ一覧	56

～ ご利用にあたって ～

各頁に問い合わせ先として記載されている「市町村」、「税務署」、「県保健福祉事務所」などの電話番号は、巻末P56 **8. 問い合わせ一覧** に記載されています。

1. 暮らしの支援について

① 災害義援金、災害弔慰金、災害障害見舞金について

東日本大震災で被災された皆さまへ、市町村から災害義援金が配付されます。

また、災害により死亡された方のご遺族には災害弔慰金が、負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが出た場合には災害障害見舞金が支給されます。

●災害義援金

県、日本赤十字社及び中央共同募金会等に寄せられた義援金を、避難前にお住まいになっていた市町村を通して配分いたします。

○配分対象世帯及び配分額

	配分対象世帯		配分額	
			国	県
ア	死亡・行方不明者	1人当たり	35万円	—
イ	住宅全壊（焼）	1世帯当たり	35万円	5万円
ウ	住宅半壊（焼）	1世帯当たり	18万円	5万円
エ	東京電力福島第1原子力発電所から30km圏内にある世帯または計画的避難区域にある世帯	1世帯当たり	35万円	5万円

※1 死亡・行方不明者アと住宅・原発関係イ～エは重複しての配分が可能です。

※2 イ、ウとエは重複しての配分とならず、両方に該当した場合には、県義援金と国義援金で合計40万円となります。

※3 記載額は第一次配分金です。

お問い合わせ

◇避難前に居住していた市町村（P64をご覧ください）

◇県庁社会福祉課 ☎024-521-7322

●災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族に災害弔慰金が支給されます。

○生計維持者 500 万円、その他 250 万円

対象となる方

災害により死亡された方のご遺族

お問い合わせ

◇避難前に居住していた市町村（P 64 をご覧ください）

●災害障害見舞金

災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが出た場合、災害障害見舞金が支給されます。

○生計維持者 250 万円、その他 125 万円

対象となる方

次のいずれかに該当する方

①両眼が失明した方

②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を失った方

③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方

④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方

⑤両上肢をひじ関節以上で失った方

⑥両上肢の用をすべて失った方

⑦両下肢をひざ関節以上で失った方

⑧両下肢の用をすべて失った方

⑨精神または身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上認められる方

お問い合わせ

◇避難前に居住していた市町村（P 64 をご覧ください）

② 生活福祉資金などの貸付について

東日本大震災で被災された皆さまへ、当面の生活資金、生活再建の資金をお貸しします。

●生活福祉資金「緊急小口資金」

1世帯につき、連帯保証人が不要で、10万円まで無利子でお貸しする「緊急小口資金」があります。

貸付限度額 10万円

償還期間 8ヶ月以内（据置期間2ヶ月以内）

対象となる方

低所得世帯、障がい者世帯または高齢者（療養または介護を要する）世帯

※このほか、生活福祉資金には福祉費、総合支援資金、教育支援資金等がありますので、詳しくはご相談ください。

お問い合わせ

◇福島県社会福祉協議会 ☎024-523-1250

●母子・寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の方に、生活資金、修学資金など経済的な自立とお子様の福祉の向上を進めるために必要な経費を無利子等でお貸しします。

詳しくは、ご相談ください。

対象となる方

母子福祉資金 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女性
20歳未満の父母のいない児童

寡婦福祉資金 母子家庭で子どもが成人した母親など

お問い合わせ

◇県保健福祉事務所（P56をご覧ください）

◇市町村（P64をご覧ください）

◇県庁児童家庭課 ☎024-521-7176

●災害援護資金

自然災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方へ、生活の再建に必要な資金をお貸しします。

貸付限度額 350万円以内

※世帯主の負傷の有無や住居等の損害程度により、貸付限度額が異なります。また、所得制限があります。

貸付利率 (1) 無利子 (連帯保証人がいる場合)

(2) 年1.5% (連帯保証人がいない場合)

※据置期間は無利子

償還期間 13年以内 (据置期間6年以内)

対象となる方

次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

①世帯主が概ね1ヶ月以上の療養を要する負傷

②家財の1/3以上の損害

③住居の半壊または全壊・流出

お問い合わせ

◇避難前に居住していた市町村 (P64をご覧ください)

③ 税の減免、公共料金の免除について

東日本大震災で被災された方は、税の一部軽減または減免や各種公共料金の免除が受けられる場合があります。

●国税

- 福島県のほか、岩手県、宮城県の地域の方につきましては、平成23年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限が、すべての税目について延長されています（今後、災害の状況により、延長措置が解除されることが見込まれます。）。
- 住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税や自動車重量税などの税金の軽減または免除等を受けられる場合があります。

お問い合わせ

◇税務署（P56をご覧ください）

●県税

- 平成23年3月11日以降に県税に係る申告や納付などの期限が到来するものについては、その期限を延長しています（今後、災害の状況により、延長措置を解除する見込みです。）。
- 平成23年度の自動車税の定期課税（例年5月課税・5月末納期限）を延期しています（今後、災害の状況により、課税を実施する見込みです。）。この間に車検有効期間が満了する自動車については、平成22年度の納税証明書で車検を更新することができます。
- 東日本大震災の地震・津波による被災自動車（使用不能・所在不明）については、平成23年度以降の自動車税について課税を停止しますので、運輸支局において被災車両として永久抹消登録を行い、登録ナンバーを確認のうえ、下記担当の県地方振興局県税部に電話連絡をお願いします。

お問い合わせ

受付期限 平成23年8月5日（金）まで

受付時間 平日8：30～17：00

◇県北地方振興局県税部（北海道・東北地方へ避難されている方）

☎024-523-0051

◇県中地方振興局県税部（東京都・千葉県・神奈川県へ避難されている方）

☎024-935-1247

◇県南地方振興局県税部（茨城県・栃木県・群馬県へ避難されている方）

☎0248-23-1514

◇会津地方振興局県税部（新潟県・東海地方・近畿地方へ避難されている方）

☎0242-29-5261

◇南会津地方振興局県税部（富山県・石川県・福井県へ避難されている方）

☎0241-62-5214

◇相双地方振興局県税部（四国地方・九州地方・沖縄県へ避難されている方）

☎ 0244-26-1127

◇いわき地方振興局県税部（埼玉県・山梨県・長野県・中国地方へ避難されている方）

☎ 0246-24-6025

○東日本大震災により滅失または損壊した自動車の代わりの自動車（代替自動車）として、平成26年3月31日までに取得した場合は、代替自動車の自動車取得税及び平成23年度から平成25年度までの自動車税（軽自動車税は市町村税となります。）が申請により非課税となります。

※軽自動車税については、市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ

◇県庁税務課

☎ 024-521-7070・7069

◇福島県行政書士会

☎ 024-942-2002

（平日10:00～16:00）

●市町村税

○市町村税についても、申告・納付等の期限の延長及び減免がされる場合があります。

お問い合わせ

◇市町村（P64をご覧ください）

●公共料金

○被災された皆さまからの申し出により、電気・ガス・上下水道・電話及びNHKの料金について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。

○詳しくは、最寄りの事業所窓口または下記の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ

◇東北電力

☎ 0120-175-655

◇NTT東日本

☎ 0120-533-578

◇NTTDocomo

☎ 0120-800-000

◇KDDI (au)

☎ 0077-7-111

◇ソフトバンク

☎ 0800-919-0157

※1 NHKについては、NHKが調査を行い、免除措置等を決定することになっています。

※2 ガスについては、契約先のガス会社にお問い合わせください。

※3 上下水道については、自治体にお問い合わせください。

④ その他暮らしの支援について

皆さまの大切な預金や生命・損害保険、運転免許証などの有効期間の延長、手数料の免除、東日本大震災に便乗した悪質商法についてのお知らせです。

●預金等

○預金通帳や印鑑を紛失した場合でも、預金者であることを取引先金融機関で確認できれば、預金を引き出すことができます。

○他の地域に避難されている場合、お取引金融機関以外の店舗でも預金を引き出すことができます場合があります。

[お問い合わせ](#)

◇金融機関

○震災で亡くなられた方や行方不明の方の預金について、ご遺族やご親族がどの銀行に口座があったのかわからない場合には、全国銀行協会にお問い合わせください。

[お問い合わせ](#)

◇被災者預金口座照会センター ☎0120-751-557

○震災で被災された方のクレジットカードの紛失、お支払いなどに関する相談窓口が設置されています。

[お問い合わせ](#)

◇社団法人日本クレジット協会 専用相談窓口

☎0120-623-456

●生命保険・損害保険

○震災で被災された契約者の方が、生命保険、地震保険を契約している保険会社がわからない場合、契約有無の調査を行う照会センターが設けられています。

お問い合わせ

◇災害地域生保契約照会センター ☎ 0120-001-731

◇地震保険契約会社照会センター ☎ 0120-501-331

○震災で被災された契約者のお申し出により、生命保険、損害保険の保険料の払い込みを猶予することとしていますので、お問い合わせください。

お問い合わせ

◇生命保険相談所 ☎ 0120-226-026

◇そんがいほけん相談室 ☎ 0120-107-808

●運転免許証などの有効期間の延長

○震災で被災された方（福島県はすべての市町村にお住まいの方）の運転免許証（平成23年3月11日以後に満了するもの）の有効期間が平成23年8月31日まで延長されます。

○仮運転免許証の有効期間、教習所発行の卒業証明書や修了証明書についても同じ措置がとられ、有効期間が平成23年8月31日まで延長されます。

お問い合わせ

◇福島運転免許センター ☎ 024-591-4372

◇最寄りの警察署

●各種警察関係手数料の免除

○被災された方が、平成23年3月11日から平成24年3月31日までに申請する運転免許証再交付手数料、自動車保管場所証明申請手数料、道路使用許可申請手数料など、各種手数料が免除されます。

○免除対象は、福島県警察本部のホームページで確認できます。

http://www.police.pref.fukushima.jp/shinsai/tesuuryou_genmen.pdf

○既に免除対象の申請を行い、手数料を納付された方は、還付請求をすることができますので、申請を行った警察署等にお申し出ください。

お問い合わせ

◇最寄りの警察署

●震災に便乗した「悪質商法」「詐欺」などに注意

○震災に便乗し、家屋の修理やがれきの片付け、電気・ガスの点検にかこつけて、高額な金額を要求する悪質商法や、被災者支援の募金と称して、特定の口座に振り込ませようとするなどの詐欺の相談が寄せられています。

○相手方をよく確認して注意するとともに、不審な電話などがあった場合には、最寄りの警察署や交番、または消費生活センターへ通報、相談してください。

○また、独立行政法人国民生活センターでは、震災に関連した消費者トラブルに対応するための窓口を設けています。

お問い合わせ

◇県警察本部 ☎024-522-2151

◇福島県消費生活センター ☎024-521-0999

◇独立行政法人国民生活センター

[震災に関する悪質商法110番] ☎0120-214-888

2. 医療・福祉の支援について

① 医療機関を受診する際の保険証（被保険者証）等の提示について

平成23年6月末までは、保険証を紛失した方や、自宅等に残したまま避難された方でも、氏名、生年月日等を申し立てれば、保険医療機関等で保険診療を受けることができましたが、平成23年7月1日からは、保険証の提示が必要となりましたので、紛失した場合は再交付を受けてください。

●医療機関を受診する際の保険証（被保険者証）等の提示

○平成23年7月1日から

保険診療を受ける際には、保険証の提示が必要となりました（紛失の場合、再交付を受けてください。）。

お問い合わせ

◇市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

◇福島県後期高齢者医療広域連合（後期高齢者医療制度）

☎024-528-9025

◇県庁国民健康保険課（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

☎024-521-7203

◇全国健康保険協会福島支部（協会けんぽ）

☎024-523-3916

※これ以外の健康保険等の方は、加入されている各医療保険の保険者が勤務先にお問い合わせください。

② 医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について

次の対象となる方に該当する方は、平成23年7月1日から平成24年2月末（入院時食事療養費等については平成23年8月末）まで、医療機関を受診する際に、ご加入の医療保険の保険者が発行する「一部負担金等免除証明書」を提示することで、一部負担金等が免除されます。（※1,2 をご覧ください。）

●医療機関を受診する際の一部負担金等の免除

対象となる方

災害救助法の適用地域（福島県全域）の住民であり、次のいずれかに該当することを申し出た方（他地域へ転出された方も含む）

- ①住宅が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者が行方不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示又は計画的避難区域・緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦原発の事故に伴い、特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※1 避難指示等が解除された場合は免除期間が変更となることもあります。

※2 原発事故により全域が避難等の対象となっている広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の市町村国民健康保険及び高齢者医療制度に加入されている方については、保険証があれば免除証明書は不要です。また、田村市及び南相馬市の市町村国民健康保険及び高齢者医療制度に加入されている方については、証明書の提示が必要となるのは8月1日からとなり、7月中は6月までと同様に、医療機関に申し出を行えばよい取扱いとなります。

お問い合わせ・・・前頁のお問い合わせ先にご連絡ください。

③ 介護保険法、障害者自立支援法について

介護保険法、障害者自立支援法に基づくサービスの提供が弾力的になされています。

●介護保険法

- 被保険者証を提示することにより介護サービスが利用できます。
- 被保険者証を消失された場合でも、「氏名」「住所」「生年月日」を介護事業者にお伝えいただければ、介護サービスが利用できます。なお、速やかに市町村から被保険者証の再交付を受けるようにしてください。
- 避難先（仮設住宅、避難所、避難先のお宅、旅館・ホテル）でも、ホームヘルプ、デイサービスが利用できます。
- 被災により財産に著しい損害を受けた方などには、介護保険サービスの利用者負担の減免を行っています。詳しくは、市町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

お問い合わせ

- ◇市町村（P 6 4 をご覧ください）
- ◇県庁介護保険室 ☎ 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 4 5

●障害者自立支援法（障がい者（児）に関する各種支援）

- 障害者自立支援法に基づく障がいのある方への福祉サービスや自立支援医療などが、震災以前と同様に受けられるよう、弾力的に運用されています。
- 今まで利用されていた以外の事業者からサービスを受けたり、医療機関、薬局でも受診や薬の受け取りをすることが可能です。
- 被災により負担することが困難と認められると、次の制度が利用できます。
自立支援医療の自己負担額の支払い猶予、補装具費給付事業の自己負担額の免除または支払い猶予、介護給付費等の自己負担額の免除または支払い猶予

お問い合わせ

- ◇市町村（P 6 4 をご覧ください）
- ◇県保健福祉事務所（P 5 7 をご覧ください）
- ◇県庁障がい福祉課 ☎ 0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 7 0

④ 保険料の猶予や減免等について

東日本大震災で被災され、保険料の納付が困難な場合は、納期限の延長や減免などの特例措置が受けられます。

また、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除される場合があります。

●保険料などの支払い

保険料の納付が困難な場合は、医療保険料、年金保険料、介護保険料の納期限の延長や減免などを行っています。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ

◇年金事務所（健康保険、厚生年金保険）

◇市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険）

◇福島県後期高齢者医療広域連合（後期高齢者医療制度）

☎ 024-528-9025

◇県庁国民健康保険課（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

☎ 024-521-7203・7204

◇全国健康保険協会福島支部（協会けんぽ）

☎ 024-523-3916

※これ以外の健康保険等の方は、加入されている各医療保険の保険者が勤務先にお問い合わせください。

●国民年金保険料の免除

○東京電力福島第1原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、平成23年2～6月分の保険料が全額免除されます。

○免除の申請手続きは、平成23年7月末日までに行ってください。

対象となる方

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※対象地域については、今後見直される場合があります。

お問い合わせ

◇年金事務所（P58をご覧ください）

◇市町村（P64をご覧ください）

○被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、保険料が全額免除されます。

○免除の申請手続きは、平成23年7月末日までに行ってください。

お問い合わせ

◇年金事務所（P58をご覧ください）

◇市町村（P64をご覧ください）

●年金相談窓口（日本年金機構）

○日本年金機構では、被災された皆さまからの年金に関する各種相談を受け付けています。

お問い合わせ

◇日本年金機構 被災者専用フリーダイヤル

☎0120-707-118

⑤ 各種手当・助成制度について

被災された方を対象とした児童扶養手当、特別児童扶養手当などの所得制限の特例措置や医療費助成制度についてのお知らせです。

●児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の特例措置

○児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給制限を受けている方（全部停止・一部支給）が、災害により自己または所得税法に規定する控除対象配偶者もしくは扶養親族の所有に係る住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、損害を受けた月から平成24年7月までの手当について、当該被災者の所得による支給制限を適用しない特例制度があります。

○適用を受けるには、市町村への申請が必要となります。

お問い合わせ

◇市町村（P 64 をご覧ください）

◇県庁児童家庭課 ☎ 024-521-7176

●特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の所得制限の特例措置

○特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給制限を受けている方（全部停止・一部支給）が、災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、損害を受けた月から平成24年7月までの手当について、所得による支給制限を適用せず全額支給する特例制度があります。

○適用を受けるには、市町村への申請が必要となります。

お問い合わせ

◇市町村（P 64 をご覧ください）

◇県庁障がい福祉課 ☎ 024-521-7170

●乳幼児医療費助成制度

- 乳幼児の方が受診された場合も P 1 0「医療機関を受診する際の保険証（被保険者証）等の提示について」及び P 1 1「医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について」に記載のとおりとなります。
- なお、上記に該当しない場合は、地域によっては一度自己負担分をお支払いいただく必要があります。後日、支払った際の領収書を住民登録のある市町村に提示することで還付されますので、領収書は大切に保管しておいてください。

●ひとり親家庭医療費助成制度

- ひとり親家庭の方が受診された場合も P 1 0「医療機関を受診する際の保険証（被保険者証）等の提示について」及び P 1 1「医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について」に記載のとおりとなります。
- なお、上記に該当しない場合は、助成申請書を医療機関窓口に提出して証明を受け、後日、証明書とお支払いいただいた自己負担金の領収書を住民登録のある市町村に提示することで還付を受けることとなりますので、領収書は大切に保管しておいてください。

お問い合わせ

◇市町村（P 6 4 をご覧ください）

◇県庁児童家庭課

- ・ 乳幼児医療費助成制度 ☎ 0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 7 4
- ・ ひとり親家庭医療費助成制度 ☎ 0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 7 6

⑥ 保育料、児童福祉施設の入所費負担金の減免について

被災により、保育料や児童福祉施設の入所費負担金を納めることが困難と認められる場合には、減免を受けることができます。

●保育料の減免（認可外保育施設は除く）

被災により保育料を納めることが困難と認められると、保育料の減免を受けることができます。

減免を受けることができる基準や金額等は、市町村によって異なりますので、詳しくはご相談下さい。

お問い合わせ

◇市町村（P 6 4 をご覧ください）

◇県庁子育て支援課 ☎ 0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 9 8

●児童福祉施設の入所費負担金等徴収額の特例認定

被災により負担が困難と認められると、現在の負担金額を変更する特例認定が受けられます。

お問い合わせ

◇県保健福祉事務所（P 5 8 をご覧ください）

◇県庁児童家庭課 ☎ 0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 7 4

⑦ その他医療・福祉の支援について

生活保護やこころのケアなどの各種相談窓口が設置されています。

●生活保護

生活保護を受けるには、生活保護以外の各種制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当等）の活用などが前提です。

生活保護に関する相談、申請については、避難場所または現在お住まいの場所を所管する福祉事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ

◇県内に避難された方の相談

- ・ 県保健福祉事務所（P 58 をご覧ください）
- ・ 市の福祉事務所（P 58 をご覧ください）

◇県外に避難された方の相談

- ・ 避難先自治体の福祉事務所

●こころの健康に関する相談

地震後に、「不安で眠れない」、「食欲がない」など被災による不安や悩み事がある場合、相談窓口でお話しをお伺いします。

お問い合わせ

◇福島いのちの電話 ☎ 024-536-4343

◇こころの健康相談ダイヤル ☎ 0570-064-556

◇県保健福祉事務所（P 59 をご覧ください）

◇郡山市・いわき市の福祉事務所（P 59 をご覧ください）

●目や耳の不自由な方、発達障がいのある方や、ご家族やまわりの皆さまへ

目や耳の不自由な方、発達障がいのある方や、ご家族やまわりの皆さまへ、相談窓口が開設されています。

お問い合わせ

◇福島県点字図書館 ☎ 024-531-4950

◇福島県聴覚障害者協会 ☎ 024-522-0681

◇福島県発達障がい者支援センター ☎ 024-951-0352

●保護や支援が必要な子どもに関する相談

震災孤児や児童虐待など保護や支援が必要な子どもについての相談や震災後の子どものこころの健康に関してご相談ください。

お問い合わせ

◇児童相談所（全国共通） ☎ 0570-064-000

◇チャイルドライン（18歳までの子ども専用電話）

☎ 0120-99-7777

●女性の方へ

女性の皆さまが抱えるさまざまな悩みをご相談ください。

お問い合わせ

◇女性のための相談支援センター ☎ 024-522-1010

◇県保健福祉事務所（P59をご覧ください）

◇福島県男女共生センター ☎ 0243-23-8320

◇パープル・ホットライン ☎ 0120-941-826

●外国出身県民の方やまわりの皆さまへ

外国出身県民の方を対象に、日常生活に必要な情報、災害情報などの提供や生活相談などを多言語により行っています。

Free English Information Service for Non-Japanese Residents of Fukushima

多种语言(中国语等)免费生活咨询会的通知

お問い合わせ

◇財団法人福島県国際交流協会 ☎ 024-524-1316

●人権相談

長期化する避難所での生活等に伴うプライバシーの侵害等、震災に伴って生じるさまざまな人権問題について、ご相談に応じています。

お問い合わせ

◇法務省全国共通人権相談ダイヤル ☎ 0570-003-110

3. 住まいの支援について

① 旅館・ホテル、応急仮設住宅などについて

県では、二次避難所となる旅館やホテルなどの宿泊施設への一時受入れを行っています。

また、避難している皆さまの住宅対策として、県内において(1) 応急仮設住宅の供給 (2) 民間住宅の借上げ (3) 公営住宅空家の提供の3つを実施しています。

市町村もしくは県の相談窓口までご相談ください。

●旅館・ホテルなどの宿泊施設への一時受入れ

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ①地震や津波の被害により住居に居住できなくなった方
- ②東京電力福島第1原子力発電所から30kmの範囲内、または計画的避難地域に居住していたため、住居に戻ることが困難な方

お問い合わせ

◇避難前に居住していた市町村（P 64をご覧ください）

◇県外避難者支援担当 ☎024-523-4250

●応急仮設住宅など

対象となる方

自治体ごとに実施内容が異なりますので、避難前に居住していた市町村もしくは避難先の自治体の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ

◇県内の住宅相談全般

- ・避難前に居住していた市町村（P 64をご覧ください）
- ・被災者住宅相談窓口専用ダイヤル（県相談窓口）
☎024-521-7698・7867

◇県外に避難された方の相談

- ・避難先の自治体
- ・県外避難者支援担当（県相談窓口）
☎024-523-4157

② 福島県借上げ住宅の特例措置の一部変更、生活家電セットについて

平成23年3月11日以降、避難された方がみずから手続きして入居した県内の民間賃貸住宅で、市町村が一定の要件に合致することを審査し決定したものについては、県との賃貸借契約に切り替え、借上げ住宅として取り扱います。

また、県・市町村が設置、斡旋する応急仮設住宅などに入居している(する)場合は、生活家電セットが寄贈されます。

●民間住宅の借上げ（県内）

県では、避難している皆さまの住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、みずから入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置について、5月18日から、家賃限度額、対象となる世帯の要件等の基準を一部緩和して適用しています。

入居期間は、入居した日から原則1年間とし、最長2年間です。

対象となる方

避難前に県内に居住していたすべての世帯

ただし次の①、②の双方をみたす世帯を優先します。

- ①住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ②民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居もしくは入居を予定し、みずからの資力では当該契約の継続が困難である世帯

○住宅要件

- ①原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの

※ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く。）の場合は9万円

- ②当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

○県の借上げ住宅となる以前の費用の負担（遡及適用）

3月11日の被災日以降、被災者がみずから民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅に指定された日の前日までに負担した入居に当たった費用（礼金、敷金、仲介手数料）及び家賃等月毎の費用（家賃、共益費、管理費）については、入居日にさかのぼって県が負担いたします。

○申請等

既に入居されている方を対象とした切り替え事務手続は、7月以降、実施します。

なお、入居日にさかのぼる県の負担方法については、後日お知らせしますので、契約書や家賃支払いに関する関係書類は保管しておいてください。

◇県内の住宅相談全般

- ・避難前に居住していた市町村（P64をご覧ください）
- ・被災者住宅相談窓口専用ダイヤル（県相談窓口）

☎024-521-7698・7867

◇県外に避難された方の相談

- ・避難先の自治体
- ・県外避難者支援担当（県相談窓口）

☎024-523-4157

●生活家電セットの寄贈

日本赤十字社は、被災された方々の生活支援として、生活家電セット（家電6点：①洗濯機②冷蔵庫③テレビ④炊飯器⑤電子レンジ⑥電気ポット）の寄贈を、自治体を通じて行っています。

対象となる方

県・市町村が設置、斡旋する仮設住宅、民間借上げ住宅及び公営住宅等の応急仮設住宅（雇用促進住宅を含む。）に入居している（する）避難者

お問い合わせ

◇日本赤十字社

- ・東日本大震災復興支援推進本部コールセンター

☎0120-60-0122（フリーダイヤル）

③ 県外における住まいの支援について

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様の住宅対策を実施しています。

また、民間賃貸住宅の借上げにつきましては、県内と同様の取扱いをしていただくよう各都道府県に要請しており、現在、具体的な検討を進めていただいているところです。

6月20日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。

（直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。）

◆青森県 ☎017-734-9580、9581

◆岩手県 ☎0120-882-606

◆宮城県 ☎022-211-3257

◆秋田県 ☎018-860-4503

◆山形県 ☎023-630-2640・2646

◆栃木県 ☎028-623-0618・0619

◆東京都 ☎03-5320-4943

（7月中に受付開始予定）

◆兵庫県 ☎078-232-9564

◆沖縄県 ☎090-3794-0530、8217

また、全国の地方自治体における民間住宅の借上げ、家賃補助等の支援の状況につきましては、社団法人全国賃貸住宅経営協会のHPに掲載されています。

（社団法人全国賃貸住宅経営協会

<http://top.zenjyu.or.jp/vacancy/subsidy.html>）

④ り災証明書（住家の被害認定）について

市町村が災害により被害を受けた住家の被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、発行された内容により、どのような被災者支援が受けられるかが決まります。

● り災証明書（住家の被害認定）

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があります。

被害の程度	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。
住家大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。

お問い合わせ

◇避難前に居住していた市町村（P 6 4 をご覧ください）

※その他被害調査

・「応急危険度判定」余震などによる2次災害防止

お問い合わせ◇市町村（P 6 4 をご覧ください）

・「被災度区分判定」復旧方法などの検討

（建築所有者が民間建築士等に依頼します）

お問い合わせ◇県建築士事務所協会 ☎ 0 2 4 - 5 2 1 - 4 0 3 3

⑤ 被災者生活再建支援制度（支援金）について

東日本大震災（地震・津波）により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。

※ 原子力災害が原因で避難された方については、対象となっておりません。

●被災者生活再建支援制度（支援金）

支援金は基礎支援金と加算支援金の2つの合計額になります。ただし、単身世帯は各該当金額の3／4になります。

○支援金の支給額

基礎支援金	①全壊②解体③長期避難	100万円
	④大規模半壊	50万円
加算支援金	建設・購入	200万円
	補修	100万円
	賃借	50万円

※1 アパートなどに賃借して住んでいた場合も含まれます。

※2 在留外国人の方にも支給されます。

※3 加算支援金については、一たん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入した場合は、合計で200万円となります。

※4 基礎支援金は原則として平成24年4月までに申請してください。加算支援金は原則として平成26年4月までに申請してください。

対象となる方

自然災害により次のいずれかに該当することとなった世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

お問い合わせ

◇避難前に居住していた市町村（P64をご覧ください）

⑥ 住宅の応急修理制度について

東日本大震災で、「半壊」または「大規模半壊」の住家被害を受けた方のご自宅の応急修理にかかる費用を市町村が負担します。なお、「全壊」でも、応急修理を行うことで居住することが可能になる場合はご利用できます。

●住宅の応急修理制度

応急修理の対象範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であり、具体的な優先順は①屋根、柱、床、外壁、基礎等②ドア、窓等開口部③上下水道、電気、ガス等の配管、配線④衛生設備となっています。

○限度額 52万円

対象となる方

次のすべての要件を満たす方（世帯）

- ①半壊または大規模半壊の被害を受けた方。（ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能になる場合はご利用できます。）
- ②応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- ③半壊の場合、前年の世帯収入・要件が次のいずれかに該当すること。

	世帯収入	要 件
ア	（収入額） ≤ 500 万円	
イ	500 万円 $<$ （収入額） ≤ 700 万円	世帯主が45歳以上または要援護世帯
ウ	700 万円 $<$ （収入額） ≤ 800 万円	世帯主が60歳以上または要援護世帯

※1 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）に入居される方はこの制度を利用できません。

※2 要援護世帯については、市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ

◇避難前に居住していた市町村（P64をご覧ください）

⑦ 住宅資金の貸付について

東日本大震災で被災された皆さまへ、被災住宅復旧のための建設資金、購入資金などをお貸しします。

●生活福祉資金による貸付（住宅補修等）

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費をお貸しします。

貸付限度額 250万円

貸付利率 (1) 無利子（連帯保証人がいる場合）
(2) 年1.5%（連帯保証人がいない場合）

償還期間 7年以内

対象となる方

低所得世帯、障がい者世帯または高齢者（療養または介護を要する）世帯

お問い合わせ

◇福島県社会福祉協議会 ☎024-523-1250

●母子・寡婦福祉資金の住宅資金

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費をお貸しします。

貸付限度額 200万円

貸付利率 無利子

償還期間 7年以内（据置期間有り）

対象となる方

全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯

お問い合わせ

◇県保健福祉事務所（P60をご覧ください）

◇市町村（P64をご覧ください）

◇県庁児童家庭課 ☎024-521-7176

●災害援護資金・・・P4をご覧ください。

●災害復興住宅融資

独立行政法人住宅金融支援機構では、被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金の借入れの申込みを受け付けています。

また、同機構融資を返済中の方に対する返済金の払込みの猶予等についての相談も応じています。

※1 被災された方むけに、（独）住宅金融支援機構がおこなう災害復興住宅融資の金利を引下げます（建設・購入の場合は、当初5年間は0%など / 補修の場合は、当初5年間1%など）。

※2 住宅に被害がなく、宅地のみに被害が生じた方むけの融資制度（災害復興宅地融資）を新たに設けました。

お問い合わせ

◇独立行政法人住宅金融支援機構

災害専用ダイヤル ☎0120-086-353

●労働者支援融資制度（勤労者支援資金－災害復旧・医療資金）

災害により被害を受けた住居、家財の補修、買換えなど、災害復旧のために臨時応急的な資金をお貸しします。

貸付限度額 200万円

貸付利率 1.42%（別途保証料が必要です）

償還期間 7年（据置期間1年）

対象となる方

県内に居住し、県内企業に勤務する労働者

（その他取扱金融機関、保証機関の定める基準を満たす方）

お問い合わせ

◇東北労働金庫福島県本部・各支店

☎0120-1919-62

◇県庁雇用労政課

〔福島県中小企業労働相談所〕 ☎0120-610-145

⑧ その他住まいの支援について

住まいに関する相談窓口などが設けられています。

●被災住宅の無料診断・相談

一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会では、被災した住宅の補修・再建について、無料の診断・相談を受け付けています。

お問い合わせ

◇住まいるダイヤル ☎ 0120-330-712

●既存の住宅ローン

金融庁・財務局は、被災された方からの貸付条件の変更等の申込みに対し、積極的に対応するよう要請しています。まずは、お取引金融機関にお問い合わせください。

お問い合わせ

◇金融機関

◇東北財務局金融相談窓口 ☎ 022-721-7078

●母子・寡婦福祉資金の転居資金

県では、住居の移転に必要な資金をお貸しします。

貸付限度額 26万円

貸付利率 無利子

償還期間 3年以内（据置期間有り）

対象となる方

母子・寡婦世帯

お問い合わせ

◇県保健福祉事務所（P60をご覧ください）

◇市町村（P64をご覧ください）

◇県庁児童家庭課 ☎ 024-521-7176

4. 教育の支援について

① 就学支援について

災害により学費負担者が著しい損害を受けた場合には、入学料等の免除等が受けられます。そのほか、教科書の無償配布、学用品費や通学費などの経費を援助する制度があります。

また、県では、サテライト校への通学や県内の他の地域に転学する生徒等の負担を軽減するため、通学バスの運行や経費の支援をしています。

●幼稚園の就園支援

被災により、幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児を対象に、入園料、保育料の支援を行います。

対象となる方

市町村の就園奨励事業の対象となった幼児及び東日本大震災等により所得階層区分が変更となった世帯の幼児

お問い合わせ

◇避難先の市町村教育委員会

◇県教育庁学習指導課 ☎ 024-521-7775

●小・中学生の就学援助

学用品費、通学用品費、通学費、給食費、校外活動費、修学旅行費などが補助対象となります。

対象となる方

震災等により被災した児童・生徒の保護者

お問い合わせ

◇避難先の市町村教育委員会

◇県教育庁学習指導課 ☎ 024-521-7775

●公立特別支援学校・特別支援学級への就学援助

学用品費、通学用品費、通学費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費などが補助対象となります。

対象となる方

震災等により被災した幼児・児童・生徒の保護者

お問い合わせ

◇特別支援学校

- ・在学している特別支援学校
- ・県教育庁特別支援教育課 ☎ 024-521-7780

◇特別支援学級

- ・避難先の市町村教育委員会
- ・県教育庁学習指導課 ☎ 024-521-7775

●私立学校の授業料等の減免（福島県内の私立学校に限る）

災害により、学資負担者が著しい損害を受けた場合には、授業料、入学料、施設設備費等の減免が受けられます。（私立幼稚園の入園料、保育料は市町村の就園奨励事業の対象となります。）

対象となる方

東日本大震災に起因する事情により、授業料等の納付が困難な方
（り災証明書が必要です）

お問い合わせ

- ◇私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校（高等課程大学入学資格付与校）
- ◇県庁私学・法人課 ☎ 024-521-7048

●県立学校の通学費支援

県では、サテライト校への通学や県内の他の地域に転学する生徒等の負担を軽減するため、次のとおり通学バスの運行や経費の支援をしています。

- (1) 県内各地のサテライト高校に通学する生徒及び被災により県内の他の高校へ転学した生徒の支援

○生徒が公共交通機関などを利用して通学する場合、その経費を支援します。

○支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度とします。

- (2) 相馬市内のサテライト高校に通学する生徒への支援

○支援対象

原町高校、相馬農業高校、小高商業高校及び小高工業高校の生徒

○支援内容 スクールバスの運行

原町高校 ⇄ 相馬高校

原町高校 ⇄ 相馬東高校

- (3) その他の生徒への支援

- ①相馬高校、相馬東高校、新地高校、相馬養護学校の生徒への支援

○JR常磐線が運休しているため、原ノ町駅から相馬駅間でスクールバスを運行します。

○ただし、震災前に負担していたJRの運賃相当の自己負担をしていただきます。

- ②湯本高校、磐城農業高校の生徒への支援

○震災により校舎を使用できなくなった湯本高校はいわき明星大学、磐城農業高校は勿来高校で授業を行います。当該施設に通学する生徒の負担が新たに発生する場合や負担額が増加する場合には、新たに発生した額または増加する額について県が支援します。

○支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度とします。

③それ以外の生徒への支援

○原発事故により県内で住居を変更し、今までと同じ県立高校へ通学するため、その経路や手段を変更して通学することになり負担が増加する場合には、増加する額について県が支援します。

○支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度とします。

(4) 実施年月日

平成23年5月9日から適用します。なお、5月8日以前に要した経費については支援の対象にはなりません。

お問い合わせ

◇在学している県立学校

◇県教育庁財務課 ☎024-521-7754

●教科書の無償配布

被災して学用品を失った児童・生徒の皆さんに、教科書や教材などの学用品が支給されます。

お問い合わせ

◇避難先の市町村教育委員会

◇県教育庁学習指導課 ☎024-521-7775

◇県教育庁特別支援教育課 ☎024-521-7780

◇県庁私学・法人課 ☎024-521-7048

② 奨学資金などについて

経済的理由により修学困難と認められる方を対象に、奨学資金を貸与しています。

県では、主たる家計支持者の失職、破産、死亡などによる家計急変(火災、風水害、震災等の災害も含む)のため、経済的に修学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学中の生徒を対象とした、緊急採用募集を実施しています。

また、日本学生支援機構では、大学・短大・高専・専修学校の専門課程・大学院に在学中の学生・生徒を対象とした緊急採用募集を実施しており、あしなが育英会では、「特別一時金(返済不要)」を支給しています。詳しくは、ご相談ください。

●福島県奨学資金貸与制度

○貸与月額

		自宅通学	自宅外通学
高校等	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
大学等	国公立	35,000円	
	私立	40,000円	
高 専		18,000円	

○貸与期間

在学する学校・大学の正規の修学期間

ただし、高校生等の緊急採用は採用年度における1年間

○貸付利子 無利子(卒業後に返済が必要)

対象となる方

高等学校、専修学校(高等課程)、大学、短期大学、高等専門学校の生徒・学生

お問い合わせ

◇在学している学校・大学

◇県教育庁学習指導課 ☎024-521-7775

●日本学生支援機構（緊急採用・応急採用奨学金）

日本学生支援機構では、緊急採用・応急採用奨学金の申し込みを受け付けます。東日本大震災により家計が急変したことにより奨学金を希望される方は、該当者全員の推薦を受け付けます。

奨学金の種類、対象者など、詳しくは在学している学校・大学までお問い合わせください。（日本学生支援機構への直接申込はできません。）

●あしなが育英会奨学金「特別一時金」

あしなが育英会では、東日本大震災で親を失った0歳から大学院生までに特別一時金（返済不要）を支給します。

○対象者

東日本大地震・津波で保護者が死亡、行方不明または著しい後遺障害を負った家庭の子ども

○一時金の給付金額

未就学児 10万円、小中学生 20万円、高校生 30万円

大学、専修学校・各種学校、大学院生 40万円

○申込期限

平成24年3月10日（平成23年度限定）

●あしなが育英会奨学金

病気、災害、自殺など自動車事故以外で保護者を亡くしたり、重度後遺障がいで働けない家庭の子どもたちを対象とした無利子（卒業後に返済が必要）の奨学金制度です。

奨学金の金額・種類など、詳しくは、あしなが育英会へお問い合わせください。

お問い合わせ

◇あしなが育英会 <http://www.ashinaga.org>

☎ 0120-77-8565、03-3221-0888

5. 雇用・事業の支援について

① 雇用保険の失業等給付について

事業所が、東日本大震災により被災したために休業を余儀なくされ、賃金を受取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方は、特例的に雇用保険の失業給付を受給することができます。

原子力発電所事故の影響で警戒区域や計画的避難区域、緊急時避難準備区域に所在する企業で働いていた方も対象となります。

書類がない場合も、お申し出により手続きできます。

●雇用保険の失業等給付

○基本手当の支給を受けられることができる日数

休業、一時離職の日の年齢、雇用保険の被保険者期間などにより決定されます。（90～330日間）

○支給日額

原則として、離職した日の直前の6ヶ月に毎月決まって支払われた賃金（賞与等は除く）の合計を180で割って算出した金額のおよそ50～80%（60～64歳については45～80%）。

※基本手当には年齢区分毎に上限があります。

対象となる方

災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた方。雇用保険に6ヶ月以上加入している方

※雇用保険に加入しないで働いていた方は、ご相談ください。

お問い合わせ

◇ハローワーク（P 61をご覧ください）

◇福島労働局職業安定部職業安定課 ☎024-529-5389

② 未払賃金立替払制度について

企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者の方に、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。

●未払賃金立替払制度

対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6ヶ月前から立替払い請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金及び退職手当のうち未払いとなっているもの（上限あり）です。

※ボーナスは対象外です。また、未払賃金総額が2万円未満の場合は対象外です。

対象となる方

次の要件を満たしている場合

（１）使用者が

- ① 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていた。
- ② 1年以上事業活動を行っていた。
- ③ ア 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生）の場合。破産管財人等に事実証明をしてもらう必要があります。
イ 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払い能力がない場合）の場合。労働基準監督署長の認定が必要ですので認定申請を行って下さい。

（２）労働者が、倒産等について裁判所への申し立て（法律上の倒産の場合）または労働基準監督署長への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6ヶ月前の日から2年の間に退職した者であること。

お問い合わせ

◇独立行政法人労働者健康福祉機構 ☎ 044-556-9881

◇労働基準監督署（P61をご覧ください）

③ 雇用調整助成金について

震災に伴う「従業員が出勤できない」、「原材料の入手・製品の搬出ができない」「来客がない」など経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の皆さまが、労働者の雇用を維持するために休業等をした場合、休業手当等の負担相当額の一部が助成されます。

●雇用調整助成金

○助成金額

休業手当相当額の 2 / 3（中小企業の場合は 4 / 5）が助成されます。（上限あり。）

※事業所倒産や生産設備の損壊など地震の直接的な影響によるもの、原子力災害対策特別措置法に基づく「警戒区域」、「計画的避難区域」など法令上の制限を理由とするものは、原則として対象外です。このような事情による休業中の賃金が支払われていない場合は、雇用保険の特例措置により、労働者が実際に離職していなくても失業手当が支給されます。詳しくは、P 36「雇用保険の失業等給付」をご覧ください。

※ただし、「警戒区域」、「計画的避難区域」に所在する事業主が当該区域を出て「緊急時避難準備区域」または区域指定を受けていない地域へ移転した場合（移転準備中も含む）は、雇用調整助成金の対象となります。

対象となる方

次のいずれにも該当する場合

- ①雇用保険の適用事業主であること。
- ②生産量または売上高などの事業活動を示す指標の最近 1 ヶ月間の月平均値がその直前または前年同期に比べ 5 % 以上減少していること。

お問い合わせ

◇ハローワーク（P 61 をご覧ください）

◇福島労働局職業安定部職業対策課 ☎ 024-529-5409

④ 中小企業向け資金支援制度について

東日本大震災の影響を受けた中小企業の皆さまを支援するため、新たな融資制度を創設しています。

●特定地域中小企業特別資金

【対象者】「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に事業所があり、移転を余儀なくされる中小企業など

○融資限度 3,000万円以内（無利子、無担保）

○融資期間 20年以内（うち据置5年以内）

お問い合わせ

◇福島県産業振興センター ☎024-525-4019

024-534-0928

024-534-0938

024-534-0948

024-535-7348

●ふくしま復興特別資金

【対象者】県内に事業所があり、次のいずれかに該当する中小企業者

①地震や津波により事業所などに損害を受けたもの

②「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に事業所があり、立ち退きや避難をしているもの

③震災発生後の最近3ヶ月間の売上高または販売数量が前年同期に比べ10%以上減少しているもの

○融資限度 8,000万円以内

○融資利率 固定年1.5%以内（※融資後3年間は県が利子補給）

○融資期間 15年以内（うち据置3年以内）

お問い合わせ

◇県庁経営金融課 ☎024-521-7291

●震災対策特別資金

【対象者】震災により、売り上げなどが5%以上減少するか、減少する見込みのある中小企業者

○融資限度 8,000万円以内

○融資利率（※融資後3年間は県が利子補給）

・固定年1.5%以内：り災証明書などの交付が受けられる事業者で災害関係保証を併用した場合

・固定年1.7%以内：上記以外で間接被害等を受けた場合

○融資期間 10年以内（うち据置2年以内）

お問い合わせ

◇県庁経営金融課 ☎024-521-7291

⑤ 中小企業等復旧・復興支援制度について

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故により被害を受けた中小企業等の皆様に、事業再開に必要な経費の一部を補助する制度を創設しました。

● 中小企業等復旧・復興支援制度

① 対象となる方

- (1) 東日本大震災により工場・店舗等が半壊以上の被害を受けた中小企業者等
- (2) 原子力発電所事故に伴う警戒区域等に工場・店舗等がある中小企業者等

② 対象となる経費

- ・ 空き工場・空き店舗等の借り上げ（購入）費用
- ・ 空き工場・空き店舗等の改装費用
- ・ 工場・店舗等の建て替え費用
- ・ 被災した工場・店舗・設備等の修繕費用
- ・ 被災した工場・店舗等から設備等に移設する費用
- ・ 代替設備の借り上げ（取得）費用

③ 補助率

事業再開の方法、被災程度により異なります。

④ 受付期間

平成23年6月17日から平成23年7月29日まで

⑤ 申請窓口

最寄りの各地方振興局（地域づくり・商工労政課）

お問い合わせ

- ◇ 県庁企業立地課 ☎ 024-521-7280
- ◇ 県庁商業まちづくり課 ☎ 024-521-7299
- ◇ 県庁商工総務課 ☎ 024-521-7270

⑥ 中小企業に関する相談窓口について

東日本大震災の影響を受けた中小企業の皆さまへ、各種支援制度、資金相談窓口などが設けられています。

●経済産業省

経済産業省において、1つの窓口で各種支援制度、資金繰りなど幅広く相談できる、中小企業電話相談ナビダイヤルを設置しています。

お問い合わせ

◇中小企業電話相談ナビダイヤル ☎0570-064-350

(最寄りの経済産業局等の中小企業課につながります。)

●金融庁・東北財務局

金融庁・東北財務局において、今回の震災の影響を直接・間接に受けておられる中小企業の借入金やつなぎ資金等に関する相談窓口を設置しています。

お問い合わせ

◇金融庁金融サービス利用者相談室 ☎0570-016-811

◇東北財務局金融相談窓口 ☎022-721-7078

◇東北財務局代表番号 ☎022-263-1111

(内線3075)

◇福島県財務事務所理財課 ☎024-535-0303

●その他資金繰りの相談窓口

お問い合わせ

◇日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

☎0120-154-505

◇商工組合中央金庫 ☎0120-079-366

◇福島県信用保証協会 ☎024-526-1530

⑦ 農林水産業向け資金支援制度について

東日本大震災の影響を受けた農林水産業の皆さまへの支援です。

●農業災害補償制度

次の農業共済事業（農業災害補償制度に基づく事業）に加入する農業者が、災害等により受けた損失（農作物等の減収、家畜の死亡・疾病、園芸施設の損壊等）について、共済金が支給されます。

- ①農作物共済（水稻、麦）
- ②家畜共済（牛、馬、豚）
- ③果樹共済（りんご、ぶどう、なし、もも）
- ④畑作物共済（ばれいしょ、大豆、そば、蚕繭）
- ⑤園芸施設共済（ガラス室、ビニールハウス、ネットハウス等）

お問い合わせ

◇農業共済組合（P 6 2 をご覧ください）

◇福島県農業共済組合連合会 ☎ 0 2 4 - 5 2 1 - 2 7 1 5

◇県庁金融共済室 ☎ 0 2 4 - 5 2 1 - 7 3 4 9

●農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）

次の①、②の資金を融通いたします。

①平成23年東北地方太平洋沖地震による地震、津波の被害を受けた方が施設等の復旧のために必要とする資金及び運転資金

②東京電力福島第1原子力発電所の事故による出荷制限や風評被害等により、農家収入が減少した農業者等が緊急に必要なとする運転資金

貸付限度額 ①の資金 500万円以内

②の資金 個人500万円以内

法人・団体700万円以内

貸付利率 1. 2%以内（ただし、JA取扱いについては無利子）

償還期間 10年以内（うち据置3年以内）

取扱金融機関 県内各農協、福島銀行、大東銀行本店及び各支店

お問い合わせ

◇県庁金融共済室 ☎ 0 2 4 - 5 2 1 - 7 3 4 6 ・ 7 3 4 9

●漁業共済

漁業共済事業に加入する漁業者が、災害等により受けた次の損失について、共済金が支給されます。

- ①津波などにより生じた養殖施設の損害や、操業中の漁具が被害を被った場合
- ②漁船の損壊による出漁不能のため損失を受けた場合
- ③漁業の漁獲金額が一定の金額に達しない場合

お問い合わせ

◇全国合同漁業共済組合福島県事務所

☎ 0246-28-4747

◇県庁水産課 ☎ 024-521-7379

●漁業経営対策特別資金（東日本大震災漁業経営対策特別資金）

今回の震災による津波及び原発事故の影響により、被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を融通いたします。

貸与限度額 個人500万円以内、法人700万円以内

貸付利率 無利子

償還期間 10年以内（うち据置3年以内）

取扱金融機関 県信用漁業協同組合連合会

☎ 0246-29-2331

お問い合わせ

◇県庁水産課 ☎ 024-521-7379

●林業関係の制度資金

○林業・木材産業改善資金

林業・木材産業に携わる方を対象に、設備投資にかかる資金について、無利子の貸付を行います。

○木材産業等高度化推進資金

素材生産、製材加工、流通等に携わる方を対象に、運転資金などを低利で貸付を行います。

お問い合わせ

◇県庁林業振興課 ☎ 024-521-7426

●株式会社日本政策金融公庫による資金貸付

株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の貸付事業を行っています。

○農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資

○農林漁業施設資金

災害により被害を受けた農林漁業施設の復旧のための資金を融資

○農業基盤整備資金

農地・牧野またはその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資

○林業基盤整備資金

森林、林道等の復旧のための資金を融資

○漁業基盤整備資金・漁船資金

漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資

お問い合わせ

◇県庁金融共済室 ☎ 024-521-7346・7349

◇県庁林業振興課 ☎ 024-521-7426

◇県庁水産課 ☎ 024-521-7379

⑧ 農林水産業に関する相談窓口について

東日本大震災の影響を受けた農林水産業の皆さまへ、各種相談窓口などが設けられています。

●福島県

福島県では、農林水産業関係全般（営農、資金、流通など）の相談窓口を設けています。

お問い合わせ

◇農林水産業に関する相談窓口 ☎ 024-521-7319

●農林水産省

農林水産省では、東日本大震災の農林水産業被害に関する相談窓口を設けています。

お問い合わせ

◇東日本大震災の農林水産業被害に関する相談窓口

☎ 0120-355-567

●水産庁

水産庁では、被災地の水産業者の皆さまと話し合い、復興プロジェクトの策定・実施を支援すべく、専門家チームを現地に派遣しますので、ご相談ください。

お問い合わせ

◇水産庁水産業復興プロジェクト支援チーム

☎ 03-6744-0508

●全国新規就農相談センター

全国新規就農相談センターでは、被災された皆さまの希望にあわせた求人情報を提供しています。また、被災された皆さまを採用したい農業法人などを募集した求人情報をホームページに掲載しています。

お問い合わせ

◇全国新規就農相談センター ☎ 03-6910-1126

<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>

⑨ 就職・生活支援の相談窓口について

県では、各種窓口を設置してきめ細かな就職相談や職業紹介による就職を支援するとともに、生活資金や住居確保の相談、公共職業訓練の情報提供などの生活支援を行っています。
また、看護職の就業に関する相談も行っています。

●就職・生活支援

○ふくしま就職応援センター

[白河窓口]

〒961-0074 白河市郭内1 NTT 東日本福島支店白河ビル1階

☎0248-27-0041

○ふくしま就職応援センター

[会津若松窓口]

〒965-0816 会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階

☎0242-27-8258

○ふくしま就職応援センター

[いわき窓口]

〒970-8026 いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階

☎0246-25-7131

※全窓口共通利用時間

月～土曜日 午前10時～午後7時（日・祝日は除く）

●就職・生活支援

○がんばろう福島！“絆”づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者計 2,000 名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

県内 6 方部ごとに担当する受託事業者は以下のとおりです。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

各事業者が順次求人しておりますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

(1) 雇用対象者：被災された方、失業中の方

(2) 雇用期間・条件：業務内容による（フルタイム・パートの別あり）

(3) 業務内容例：

- ・ コミュニティ業務の補助（清掃等の環境整備）
- ・ 災害弱者などへの生活支援（通院介助、買い物代行支援）
- ・ 災害対策本部に関する補助業務 など

(4) 従事場所：仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所

(5) 募集方法：市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報が提供されますので、希望される方は随時申し込んでください。

(6) 雇用に関するお問い合わせ先

- ・ 県北：株式会社トーネット ☎024-539-9771
- ・ 県中、相双、いわき：株式会社ワールドインテック ☎024-990-0631
- ・ 県南：ニューワーク情報サービス有限会社 ☎0248-72-0064
- ・ 会津、南会津：株式会社レイバーサポートシステム ☎0242-37-7350

(7) 事業に関するお問い合わせ先

県庁雇用労政課：☎024-521-7290

●就職支援

○ふるさと福島就職情報センター

[ジョブカフェふくしま]

〒960-8053 福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 2 階

☎ 024-525-0047

利用時間 月～土 午前10時～午後7時（日・祝日は除く）

○ふるさと福島就職情報センター

[F ターンセンター東京]

〒104-0061 東京都中央区銀座 4-14-11 七十七ビル 3 階

☎ 03-3545-6140

利用時間 月～土 午前10時～午後6時

（日・祝日・8/13～15は除く）

●生活支援

○ふくしま求職者総合支援センター

[郡山窓口]

〒963-8034 郡山市島 2-402

☎ 024-995-5057

利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時（土・日・祝日は除く）

○ふくしま求職者総合支援センター

[福島窓口]

〒960-8053 福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 2 階

☎ 024-525-2510

利用時間 月・火・木～土曜日 午前10時～午後6時30分

（水・日・祝日は除く）

●看護職の就業に関する相談

震災により離職を余儀なくされた方、これから看護職として医療機関等で働きたい方などへ、就職に関する相談や求人施設への紹介等を無料で行っております。

○福島県ナースセンター

〒963-8871 郡山市本町 1-20-24 社団法人福島県看護協会内

☎ 024-934-0500

6. 原子力災害について

① 原子力損害（補償）に関する相談

東京電力株式会社では、原子力損害の補償に対応する相談窓口を設置しており、被害にあわれた皆さまからの原子力損害の補償全般に関するご相談をお受けしています。

お問い合わせ

◇福島原子力補償相談室（コールセンター）

0120-926-404

さらに、中小企業者向けの相談窓口が福島県商工会連合会内に設置されています。

◇中小企業一次仮払い相談室

0120-008-803

なお、県では原子力損害の賠償について電話による相談窓口を設置しています。

●東京電力原子力発電所賠償金仮払い

福島第1原子力発電所の事故に伴い避難を余儀なくされている方々や一部の農林漁業者及び中小企業者に対して、損害への充当を前提に、東京電力株式会社から当面の必要な資金として「仮払補償金」が支払われます。

お問い合わせ

◇福島原子力補償相談室（コールセンター）

☎0120-926-404

●原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口（県）

原子力損害賠償制度の概要、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針、賠償に係る請求手続きなどの相談ができます。

毎週水曜日（祝日含む）の午後1時～5時は、弁護士による法律相談を実施しています。

お問い合わせ

◇福島県災害対策本部

☎024-523-1501

② 放射線などに関する問い合わせ窓口

原子力災害に関する相談窓口や放射線に関する健康相談窓口などが設置されています。

●原子力災害全般に関する問い合わせ窓口

経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課では、原子力災害全般（原子力発電所の事故状況）に関する相談窓口を設けています。

お問い合わせ

◇経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課

☎ 03-3501-1505・5890

●放射線に関する問い合わせ窓口

福島県災害対策本部では、放射線に関する問い合わせの専用電話を設けています。

お問い合わせ

◇福島県災害対策本部 ☎ 024-521-8127

●健康相談ホットライン（放射線に関する健康相談）

ご自身の健康についてのご心配のある方はご相談ください。放射線及び放射線影響に知見を有する相談員による相談窓口です。

お問い合わせ

◇日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センターなど

☎ 0120-755-199

●被ばく医療健康相談ホットライン（除染方法などの相談）

放射線被ばく医療に関する情報提供及び具体的な除染方法などの相談を受け付けています。

お問い合わせ

◇放射線医学総合研究所 ☎ 043-290-4003

7. その他

① 行方不明者

福島県警察本部では県内の行方不明者に関する届出や相談を受け付けています。

●行方不明者

福島県警察本部では、県内の行方不明者に関する届出や相談を受け付けております。

お問い合わせ

◇福島県警察本部 生活安全企画課

☎ 024-522-2151（内線3024）

また、行方不明者に関する相談以外の相談窓口も設けています。

お問い合わせ

◇福島県警察本部 県民サービス課

☎ 024-522-2151（内線4975）

② ボランティア

平成23年5月30日現在、県内では32市町村に災害ボランティアセンターが設置され、さまざまな活動を行っています。

ボランティアにお願いしたい内容がありましたら、福島県災害ボランティアセンター、または市町村のボランティアセンターまでお問い合わせください。

●ボランティアセンター設置市町村

県北地方	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村
県中地方	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、玉川村、平田村、小野町
県南地方	白河市、西郷村、矢吹町
会津地方	会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、昭和村、会津美里町
南会津地方	下郷町
相双地方	相馬市、南相馬市、新地町、富岡町・川内村合同（ビッグパレットふくしま）
いわき地方	いわき市

○ボランティア活動事例

- ・被災した家屋の片付け（荷物、ガレキの運び出し）
- ・津波で流された写真など思い出の品の洗浄
- ・仮設住宅への引越手伝い

お問い合わせ

◇福島県災害ボランティアセンター

☎ 024-522-6540 <http://www.pref-f-svc.org>

◇市町村ボランティアセンター

※連絡先は、福島県災害ボランティアセンターのホームページをご覧ください。また、または福島県災害ボランティアセンターまでお問い合わせください。

③ ペット

県では、福島県動物救護本部を設置し、東日本大震災に伴い救護を必要としている動物の健康と安全の保持を支援しています。

●福島県動物救護本部

東日本大震災に伴い救護を必要としている動物の健康と安全の保持を支援するため、県、郡山市、いわき市、社団法人福島県獣医師会、福島県動物愛護ボランティア会からなる福島県動物救護本部を設置しました。

○活動内容

- ・被災動物の保護及び飼養管理に関する支援
- ・被災動物の健康管理に関する支援
- ・被災動物の飼い主探しまたは新たな飼い主探しの支援
- ・関係団体等との調整

○ホームページにおいて、行政、ボランティアで保護したペットの写真などを公開し、飼い主を捜しています。

<http://www.pref.fukushima.jp/eisei/saigai/kyuugoindex.htm>

お問い合わせ

◇福島県動物救護本部

県庁食品生活衛生課内（事務局）

☎ 024-521-7245

④ 法的トラブル等に関する相談窓口

法的トラブル等に関する相談窓口が設置されています。

●専門家による法律相談窓口

○福島県弁護士会では、東日本大震災による被害を受けた皆さまを対象とした、弁護士による無料の電話相談を開設しています。

お問い合わせ

◇福島県弁護士会 東日本大震災無料電話相談

☎ 024-534-1211

☎ 024-925-6511

☎ 0242-27-2522

☎ 0246-25-0455

(いずれも平日午後2時～午後4時)

○日本司法支援センター（法テラス）・日本弁護士連合会・東京三弁護士会の共催で、東日本大震災による被害を受けた皆さまを対象とした、弁護士による無料の電話相談を開設しています。

お問い合わせ

◇東日本大震災電話相談

☎ 0120-366-556（平日 午前10時～午後3時）

○福島県司法書士会では、東日本大震災による被害を受けた皆さまを対象とした、司法書士による無料の電話相談を開設しています。

お問い合わせ

◇福島県司法書士会総合相談センター

☎ 024-533-5539（平日 午前10時～午後4時）

○日本司法書士会連合会では、日本司法支援センター（法テラス）との共催で、東日本大震災による被害を受けた皆さまを対象とした、司法書士による無料の電話相談を開設しています。

お問い合わせ

◇東日本大震災被災者・避難者支援 司法書士無料電話相談

☎ 0120-445528

○全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や法テラスサポートダイヤル（0570-078374）等において、面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度と適切な窓口を無料で案内しています。

○東日本大震災に際し、震災に起因する法的トラブルを抱えた方について、上記と同様に情報提供を行っています。

お問い合わせ

◇法テラスサポートダイヤル ☎ 0570-078374

◇法テラス各地方事務所

○県では、契約のトラブルや借金（ローン）の返済方法などのお困りごとに関して、法律の専門家による無料法律相談を実施しています。秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

相談方法 面談（事前予約制）または電話

相談日 平日：原則毎週（月・木） 午後1時～午後5時

休日（面談のみ）：原則第4（日）午前10時～午後3時

お問い合わせ

◇福島県消費生活センター ☎ 024-521-0999

8. 問い合わせ一覧

	内容	連絡先 (TEL)	設置場所
頁	1. 暮らしの支援に関する相談		
1	災害義援金	避難前に居住していた市町村 024-521-7322	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照 社会福祉課
2	災害弔慰金、災害障害見舞金	避難前に居住していた市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
3	生活福祉資金「緊急小口資金」	024-523-1250	県社会福祉協議会
	母子・寡婦福祉資金	024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134 024-924-3341 0246-22-7457	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市こども支援課 いわき市平地区保健福祉センター
		市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
		024-521-7176	児童家庭課
	災害援護資金	避難前に居住していた市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
	国税に関する相談 (確定申告など) ※すべて自動音声案内 東日本大震災に関する相談→0 東日本大震災以外の一般的な相談→1 個別相談の事前予約、納付相談→2	0242-27-4311 0246-23-2141 0241-24-5050 024-932-2041 0248-22-7111 0248-75-2194 0244-36-3111 0241-62-1230 0243-22-1192 024-534-3121	会津若松税務署 いわき税務署 喜多方税務署 郡山税務署 白河税務署 須賀川税務署 相馬税務署 田島税務署 二本松税務署 福島税務署
5	県税に関する相談(自動車税・納税証明書)	024-521-7070・7069	税務課
	○自動車税	024-523-0051 024-935-1261 0248-23-1519 0242-29-5261 0241-62-5214 0244-26-1127 0246-24-6025	県北地方振興局 県中地方振興局 県南地方振興局 会津地方振興局 南会津地方振興局 相双地方振興局 いわき地方振興局
	○被災自動車の抹消登録手続き	024-942-2002	福島県行政書士会 月～金 10:00～16:00
	○納税に関する相談	024-523-3591 024-935-1241 0248-23-1514 0242-29-5241 0241-62-5212 0244-26-1124 0246-24-6030	県北地方振興局 県中地方振興局 県南地方振興局 会津地方振興局 南会津地方振興局 相双地方振興局 いわき地方振興局
	市町村税に関する相談	市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
	公共料金に関する相談		
6	○東北電力	0120-175-655	月～金 9:00～20:00 土 9:00～17:00
	○NTT東日本	0120-533-578	月～金 9:00～17:00(祝日除く)
	○NTTdocomo	0120-800-000	年中無休 9:00～20:00
	○KDDI (au)	0077-7-111	年中無休 9:00～20:00
	○ソフトバンク	0800-919-0157	年中無休 9:00～20:00
	○ガス	契約先ガス会社	

7	預金等に関する相談		
	○預金引き出しについての相談	各金融機関	
	○口座の有無の問い合わせ	0120-751-557	被災者預金口座照会センター 月～金 9:00～17:00（祝日除く）
	○クレジットカードの紛失、支払いに関する相談	0120-623-456	（社）日本クレジット協会 月～金 10:00～12:00 13:00～17:00（祝日除く）
8	生命保険に関する相談		
	○契約の有無	0120-001-731	災害地域生保契約照会センター 月～金 9:00～17:00（祝日除く）
	○生命保険料支払いの相談	0120-226-026	生命保険相談所 月～金 9:00～17:00（祝日除く）
	損害保険に関する相談		
	○地震保険の契約の有無	0120-501-331	地震保険契約会社照会センター 月～金 9:00～17:00（祝日除く）
	○損害保険料の支払いの相談	0120-107-808	そんがいほけん相談室 月～金 9:00～18:00（祝日除く） 土日・祝日 9:00～17:00
	運転免許証などの有効期間に関する相談	024-591-4372 最寄りの警察署	福島運転免許センター
9	各種警察関係手数料の免除	最寄りの警察署	
	震災に関する悪質商法・詐欺の相談	024-522-2151	福島県警察本部
		024-521-0999	福島県消費生活センター 月～日 8:30～17:15
		0120-214-888	国民生活センター 月～日 10:00～16:00
頁	2. 医療・福祉の支援に関する相談		
	医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
	疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課
	医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
	障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
	高齢福祉に関する相談	024-521-7164・7165	高齢福祉課
	児童福祉に関する相談（児童相談所）	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
10 11	医療機関を受診する際の保険証等の提示・一部負担金等の免除について		
	○国民健康保険にご加入の方	市町村 024-521-7203	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照 国民健康保険課
	○後期高齢者医療制度をご利用の方	市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
		024-528-9025 024-521-7204	福島県後期高齢者医療広域連合 国民健康保険課
12	○「協会けんぽ（全国健康保険協会）」にご加入の方	024-523-3916	全国健康保険協会福島支部
	介護保険法に関する相談	市町村 024-521-7745	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照 介護保険室
12	障害者自立支援法 （障がい者（児）への支援）	市町村 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-521-7170	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 障がい福祉課

13	保険料の猶予や減免等について		
	○健康保険、厚生年金保険	024-535-0141 024-932-3434 0248-27-4161 0242-27-5321 0244-36-5172 0246-23-5611	東北福島年金事務所 郡山年金事務所 白河年金事務所 会津若松年金事務所 相馬年金事務所 平年金事務所
	○国民健康保険、後期高齢者医療制度、協会けんぽ、介護保険について	※問い合わせ先は、P 57「10・11 医療機関を受診する際の保険証等の提示・一部負担金等の免除について」参照	
14	国民年金保険料の免除	各年金事務所	上記「13 保険料の猶予や減免等について」参照
		市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
	年金に関する相談（年金相談窓口）	0120-707-118	日本年金機構 ～平成 23 年 9 月 30 日（金） 月～金 9:00～17:00（祝日除く）
15	児童扶養手当・特別児童扶養手当	市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
		024-521-7176	児童家庭課
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の特例措置	市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
16		024-521-7170	障がい福祉課
	乳幼児医療費助成制度	市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
		024-521-7174	児童家庭課
17	ひとり親家庭医療費助成制度	市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
		024-521-7176	児童家庭課
	保育料の減免	市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
18		024-521-7198	子育て支援課
	児童福祉施設の入所費負担金に関する相談	024-534-4155 0248-75-7809・7810 0248-22-5647 0242-29-5278 0244-26-1134 024-521-7174	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 児童家庭課
	生活保護	024-534-4301 0248-75-7812 0248-22-5483 0242-29-5281 0244-26-1136 024-525-3725 0242-39-1292 024-934-9681・9703 0246-22-7450 0248-22-1111(代) 0248-88-8113 0241-24-5228 0244-37-2171 0243-55-5111 0247-81-2273 0244-24-5243 024-575-1264 0243-33-1111(代) 024-521-7323	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 社会福祉課
18	こころの健康に関する相談（精神的な悩みや問題等）	024-536-4343	福島いのちの電話 年中無休 10:00～22:00
		0570-064-556	こころの健康相談ダイヤル 月～金 9:00～17:00

18	こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8559	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 月～金 8:30～17:15 (祝日除く)
	目や耳の不自由な方、発達障がいのある方や、ご家族やまわりの皆さまへ	024-531-4950 024-522-0681 024-951-0352	点字図書館 福島県聴覚障害者協会 福島県発達障がい者支援センター
19	保護や支援が必要な子どもに関する相談	0570-064-000	児童相談所 (全国共通)
		0120-99-7777	チャイルドライン (18歳まで) 月～土 16:00～21:00
	女性の相談に関する窓口	024-522-1010	女性のための相談支援センター 月～金 9:00～21:00 (祝日除く)
		024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 月～金 8:30～17:15 (祝日除く)
		0243-23-8320	福島県男女共生センター (月曜日休館) 火・木～日 9～12:00、13～16:00 水 13～17:00、18～20:00
		0120-941-826	パープル・ホットライン (24時間)
	英語・中国語による相談	024-524-1316	(財) 福島県国際交流協会 火～土 9:00～16:00
	人権相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル 平日 8:30～17:15
頁	3. 住まいの支援に関する相談		
20	旅館・ホテルなどの宿泊施設への一時受入れ (二次避難)	避難前に居住していた市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
		024-521-7398	観光交流課
	応急仮設住宅など	避難前に居住していた市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
		024-521-7698・7867	【県内】相談窓口専用ダイヤル 月～日 8:30～17:15
		024-523-4157	【県外】県外避難者支援担当
21	生活家電セット	0120-60-0122 (フリーダイヤル)	日本赤十字社 東日本大震災復興支援推進本部コールセンター
23	県外における住まいの支援について	017-734-9580・9581 0120-882-606 0120-960-003 018-860-4503 023-630-2640・2646 028-623-0618・0619 03-5320-4943 078-232-9564 090-3794-0530・8217	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 栃木県 東京都 兵庫県 沖縄県
24	り災証明書 (住宅の被害認定)	避難前に居住していた市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
	応急危険度判定		
	被災度区分判定	024-521-4033	県建築士事務所協会 平日 8:00～17:00

25	被災者生活再建支援制度（支援金）	避難前に居住していた市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
26	住宅の応急修理制度	避難前に居住していた市町村	P 64「市町村問い合わせ先一覧」参照
27	住宅資金の貸付		
	○生活福祉資金 ○母子・寡婦福祉資金	※問い合わせ先は、P 56「3 生活福祉資金」、「3 母子・寡婦福祉資金」参照	
28	○災害復興住宅融資	0120-086-353	住宅金融支援機構 月～日 9:00～17:00
	○労働者支援融資制度（労働者支援資金）	0120-1919-62 0120-610-145	東北労働金庫 福島県中小企業労働相談所
29	住まいの無料診断・相談 （住まいのダイヤル）	0120-330-712	住宅瑕疵担保責任保険協会 月～土 10:00～17:00（祝日除く）
	既存の住宅ローンに関する相談	金融機関 022-721-7078	東北財務局金融相談窓口 月～金 9:00～17:45（祝日除く）
	母子・寡婦福祉資金の転居資金	※問い合わせ先は、P 56「3 母子・寡婦福祉資金」参照	
頁	4. 教育の支援に関する相談		
	教育に関する相談	024-521-7759	教育庁教育総務課
	文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	教育庁文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク（福島県歴史資料館）
30	幼稚園の就園支援 小・中学生の就学援助	避難先の市町村教育委員会 024-521-7775	学習指導課
	公立特別支援学校への就学援助	在学している特別支援学校 024-521-7780	教育庁特別支援教育課
31	公立特別支援学級への就学援助	避難先の市町村教育委員会 024-521-7775	教育庁学習指導課
	私立学校の授業料等の減免	各私立学校 024-521-7048	私学・法人課
32	県立学校の通学費支援	在学している各県立学校 024-521-7754	教育庁財務課
	教科書の無償配布	避難先の市町村教育委員会 024-521-7775 024-521-7780 024-521-7048	教育庁学習指導課 教育庁特別支援教育課 私学・法人課
34	奨学資金		
	県：緊急採用募集など	在学している各学校 024-521-7775	教育庁学習指導課
35	日本学生支援機構：緊急採用など	在学している各学校	
	あしなが育英会：特別一時金など	0120-77-8565 03-3221-0888	あしなが育英会
頁	5. 雇用・事業の支援に関する相談		
	経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
	金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
	就職相談	024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター 月～土 10:00～19:00
	労働に関する相談	024-521-7289 024-521-7290	雇用労政課
		0120-610-145	雇用労政課（福島県中小企業労働相談所） 月～金 9:00～16:00

	労働に関する相談	024-536-4600 024-536-4610 024-922-1370 0246-23-2255 0242-26-6494 0248-24-1391 0248-75-3519 0241-22-4211 0244-36-4175 0246-68-6044	福島労働局総合労働相談コーナー 福島総合労働相談コーナー 郡山総合労働相談コーナー いわき総合労働相談コーナー 会津総合労働相談コーナー 白河総合労働相談コーナー 須賀川総合労働相談コーナー 喜多方総合労働相談コーナー 相馬総合労働相談コーナー 富岡総合労働相談コーナー（仮事務所）
	工業製品の残留放射能	024-959-1739	ハイテクプラザ
	生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
36	雇用保険の失業等給付	024-534-4121 0246-23-1421 0246-54-6666 0246-63-3171 0242-26-3333 0241-62-1101 0241-22-4111 024-942-8609 0248-24-1256 0248-76-8609 0244-24-3531 0244-36-0211 0243-23-0343 024-529-5389	ハローワーク福島 ハローワーク平（ハローワーク富岡併設） ハローワーク磐城 ハローワーク勿来 ハローワーク会津若松 ハローワーク南会津 ハローワーク喜多方 ハローワーク郡山 ハローワーク白河 ハローワーク須賀川 ハローワーク相双 ハローワーク相馬 ハローワーク二本松 福島労働局職業安定部職業安定課
37	未払賃金立替払制度	044-556-9881 024-536-4610 024-922-1370 0246-23-2255 0242-26-6494 0248-24-1391 0248-75-3519 0241-22-4211 0244-36-4175 0246-68-6044	労働者健康福祉機構 月～金 9:15～17:00（祝日除く） 福島労働基準監督署 郡山労働基準監督署 いわき労働基準監督署 会津労働基準監督署 白河労働基準監督署 須賀川労働基準監督署 喜多方労働基準監督署 相馬労働基準監督署 富岡労働基準監督署（仮事務所）
38	雇用調整助成金	最寄りのハローワーク 024-529-5409	P61「36 雇用保険の失業等給付」参照 福島労働局職業安定部職業対策課
39	中小企業向け資金支援制度		
	○特定地域中小企業特別資金	024-525-4019 024-534-0928 024-534-0938 024-534-0948 024-535-7348	福島県産業振興センター
	○ふくしま復興特別資金	024-521-7291	経営金融課
	○震災対策特別資金	024-521-7291	経営金融課
40	中小企業等復旧・復興支援制度	024-521-7280 024-521-7299 024-521-7270	企業立地課 商業まちづくり課 商工総務課
41	○経済産業省	0570-064-350	中小企業電話相談ナビダイヤル 毎日 9:00～17:30
	○金融庁・東北財務局	0570-016-811 022-721-7078 022-263-1111 （内線 3075） 024-535-0303	金融庁金融サービス利用者相談室 平日 10:00～16:00 東北財務局金融相談窓口 月～金 9:00～17:45（祝日除く） 東北財務局（代表） 月～金 9:00～17:45（祝日除く） 福島県財務事務所理財課

41	○資金繰りの相談窓口	0120-154-505	日本政策金融公庫 平日 9:00～19:00
		0120-079-366	商工組合中央金庫 平日 9:00～19:00
		024-526-1530	福島県信用保証協会
42	農業災害補償制度	024-544-2711	福島県北農業共済組合
		0243-23-7777	安達地方農業共済組合
		024-933-3307	郡山田村農業共済組合（本所）
		0247-82-0249	郡山田村農業共済組合（支所）
		0247-37-1003	いわせ石川農業共済組合
		0248-27-1121	白河地方農業共済組合
		0241-28-1111	会津農業共済組合
		0241-62-5588	南会津出張所
		0244-23-6236	相馬地方農業共済組合
		024-521-2714	双葉地方農業共済組合
43	漁業共済	0246-28-4744	全国合同漁業共済組合福島県事務所
		024-521-7376	水産課
		024-521-7376	水産課
44	林業関係の制度資金	024-521-7426	林業振興課
	(株)日本政策金融公庫による資金貸付	024-521-7426	林業振興課
45	農林水産業に関する相談		
	○福島県農林水産部	024-521-7319	農林企画課 毎日 8:30～21:00
	○農林水産省	0120-355-567	東日本大震災の農林水産業被害窓口
	水産業		
	○水産庁 専門家チームの現地派遣	03-6744-0508	水産庁水産業復興プロジェクト支援Ｔ
	就農支援	03-6910-1126	全国新規就農相談センター
46 47 48	就職・生活支援	0248-27-0041 0242-27-8258 0246-25-7131	福島就職応援センター[白河] 福島就職応援センター[会津若松] 福島就福島就職応援センター[いわき] 月～土 10:00～19:00（祝日除く）
		024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター[福島] 月～土 10:00～19:00（祝日除く）
		03-3545-6140	ふるさと福島就職情報センター[東京] 月～土 10:00～18:00（祝日除く）
	生活支援	024-995-5057	ふくしま求職者総合支援センター[郡山] 月～金 8:30～17:00（祝日除く）
		024-525-2510	ふくしま求職者総合支援センター[福島] 月・火・木～土（祝日除く）10:00～18:30
	看護職の就業に関する相談	024-934-0500	福島県ナースセンター
頁 6. 原子力災害に関する相談			
49	避難者の生活支援 （東京電力関係）	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
		0120-926-404	福島原子力補償相談室（コールセンター） 9:00～21:00
50	原子力損害の賠償等に関する問い合わせ （県窓口）	024-523-1501	福島県災害対策本部 毎日 8:30～21:00
	放射線に関する問い合わせ窓口	03-3501-1505 03-3501-5890	経済産業省原子力安全・保安院 8:00～22:00
		024-521-8127	福島県災害対策本部 8:30～21:00
		0120-755-199	健康相談ホットライン 9:00～18:00
		043-290-4003	被ばく医療健康相談ホットライン 9:00～17:00

頁	7. その他		
51	行方不明者	024-522-2151 (3024)	福島県警察本部 生活安全企画課 平日 8:30～17:15
	警察安全相談窓口	024-522-2151 (4975)	福島県警察本部 県民サービス課
52	ボランティア依頼に関する相談	024-522-6540 市町村ボランティアセンター	福島県災害ボランティアセンター
53	ペットに関する相談	024-521-7245	福島県動物救護本部 (事務局：食品生活衛生課内)
54 55	法的トラブルに対する 専門家による法律相談窓口	024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	県弁護士会 東日本大震災無料電話相談 平日 14:00～16:00
		0120-366-556	法テラス・日本弁護士連合会 「東日本大震災電話相談」 平日 10:00～15:00
		024-533-5539	福島県司法書士会総合相談センター 平日 10:00～16:00
		0120-445528	「東日本大震災・避難者支援」 司法書士無料電話相談 平日 10:00～16:00
		0570-078374	法テラスサポートダイヤル 平日 9:00～21:00 土 9:00～17:00
		024-521-0999	福島県消費生活センター
	公害(水・大気・土壌)に関する相談	024-521-7256	水・大気環境課
	一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
	産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課
	国が管理する道路に関する相談 (国道4号、6号、13号、49号)	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所
	県が管理する道路に関する相談 (上記以外の国道、県道)	024-521-9820	道路管理課

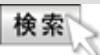
市町村問い合わせ先一覧

(6月22日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	檜葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946-3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		埴町	0247-43-2111
	浪江町 ※	03-5638-5055 (コールセンター)		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271	会津管内	会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯館村 ※	024-562-4200		北塩原村	0241-23-3111
県北管内	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
	福島市	024-535-1111		磐梯町	0242-74-1211
	二本松市	0243-23-1111		猪苗代町	0242-62-2111
	伊達市	024-575-1111		会津坂下町	0242-84-1503
	本宮市	0243-33-1111		湯川村	0241-27-8800
	桑折町	024-582-2111		柳津町	0241-42-2112
	国見町	024-585-2111		三島町	0241-48-5511
	川俣町	024-566-2111		金山町	0241-54-5111
県中管内	大玉村	0243-48-3131		昭和村	0241-57-2111
	郡山市	024-924-7111	南会津管内	会津美里町	0242-55-1122
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。	南会津町	0241-62-6100
	石川町	0247-26-2111		広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場社 屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)
	玉川村	0247-57-3101		檜葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原 41)
	平田村	0247-55-3111		富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目 52 番地)
	浅川町	0247-36-4121		川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目 52 番地)
	古殿町	0247-53-3111		大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町 2 番 41 号)
	三春町	0247-62-2111		双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西 598-1)
	小野町	0247-72-2111		浪江町	県男女共生センター (二本松市郭内一丁目 196-1)
				葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚 77)
				飯館村	福島市役所飯野支所内 (福島市飯野町字後川 10 番地の 2)

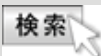
福島県

- 福島県庁（県からのお知らせ・各種お問い合わせ）

URL <http://www.pref.fukushima.jp/j> または「福島県」で 

国・事業者

- 首相官邸（政府の取組み方針、出荷制限などの最新情報）

URL <http://www.kantei.go.jp> または「首相」で 

- 経済産業省（ガソリン情報、各機関の放射線モニタリング計測結果など）

URL <http://www.meti.go.jp> または「経済産業省」で 

- 原子力安全・保安院（警戒区域の一時立ち入り、原子力発電所の最新情報）

URL <http://www.nisa.meti.go.jp> または「保安院」で 

- 東京電力（原子力災害の補償、福島第1・第2原子力発電所等の状況）

URL <http://www.tepco.co.jp/index-j.html> または「東京電力」で 

発行年月 平成23年7月

発行編集 福島県災害対策本部

福島県

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話024-521-1111(代表)